

令和8年第2回姫路市議会定例会（未定稿）

令和8年6月11日（木）

○常盤真功議員（登壇）

市民クラブの常盤です。

早速ですが、通告に基づき質問します。

1項目めは、ホルムズ海峡の航行リスクに伴う物流・産業への影響について質問します。

令和8年度予算編成において、一般会計の歳入では、市税収入については給与所得等の増による個人市民税の増、企業収益の増による法人市民税の増に加え、家屋の新増築の増に伴う固定資産税の増などにより、全体として増収を見込んでいるとの説明がありました。

しかしながら、2026年3月以降、ホルムズ海峡の自由な航行にリスクが高まる情勢を受け、世界の物流や資源供給に影響が広がっています。

日本では、原油の多くを中東に依存しており、その影響は製造業をはじめ幅広い産業に及んでいます。原油調達の不安定化により燃料価格が上昇し、物流コストの増大に加え、物流そのものの停滞も懸念されています。

また、ナフサなどの石油化学原料が不足しており、生産の縮小や停止を余儀なくされている企業もあります。

さらに、LNG・LPガスなどエネルギー全般の調達コストは依然として高止まりしており、電力料金を通じて国内産業への影響が続いています。

加えて、樹脂製品や建設資材など石油由来原材料の価格も上昇傾向にあり、国内企業のコスト負担が一段と増えています。

こうした状況は本市が進める事業にも影響を及ぼす可能性があると考えますし、市内企業が取り組む様々な事業にも影響が出ていることが推測されます。

令和8年度の市政運営を確実に進めるためにも、ホルムズ海峡情勢が市の事業や市内企業に与える影響を的確に把握することが重要と考えます。

そこで4点伺います。

1つ目に、本市が進める事業についてです。今回の情勢によりどの事業にどの程度の影響が出ていますか。また、今後どのような影響が生じ得ますか。

2つ目に、市内企業への影響についてです。どの業種にどの程度の影響が出ていますか。また今後どのような影響を想定しますか。

3つ目に、市税収入への影響についてです。今回の情勢

が、市税収入にどの程度影響すると見込んでいますか。

4つ目に、影響を受けている企業への支援についてです。現在の制度の活用状況と新たな支援策の検討状況についてはどうなっていますか。

それぞれについて、当局のご所見をお聞かせください。

2項目めは、安心して暮らせるまちづくりについて質問します。

1点目は、交通ルールを守るまちづくりについてお尋ねします。

1つ目は、自転車も安全・安心に走れる道路整備についてお聞きします。

この4月から、自転車の交通違反に対し、車やオートバイと同じように交通反則切符を交付する制度が始まりました。安全に安心して自転車を利用するための制度が始まった一方で、これまで利用者が安全のために行っていた判断が取締りの対象となり得る事例もでてきております。

例えば、自転車は軽車両であり、本来は車道を通行するものですが、危険を避けるためにあえて歩道を走る選択をされていた方も少なくありませんでした。

また、自転車レーンと自転車歩行者道が並行し、利用者が正しく判断できない箇所もあります。制度が変わり、警察は取締りを強化していますが、利用者がルールを順守できる道路環境を整えることは、自治体の責務としてこれまで以上に重要だと考えます。

具体的には、草木や水、砂利がたまりにくい道路構造への改善、車道を安全に走れる路面管理の強化、自転車レーンやカラー舗装など安全な走行空間の整備、自転車通行可の歩道の明確化、危険箇所の見える化、利用者へ正しく伝わる情報発信といった取組が必要です。

当局のご所見をお聞かせください。

2つ目は、一方通行規制への対応についてお聞きします。

市内には多くの一方通行の道路があります。地域の方や日常的に利用される方は規制を認識し順守されていますが、仕事や観光などで市外から来られる方が気づかずに入ってしまうケースがあると伺っています。

ナビ上に示される目的地やコインパーキングに向かう際に誤って侵入してしまう事例も仄聞します。1つ間違えると重大事故につながる可能性があります。

交通規制の順守を促すだけでなく、誤進入を未然に防ぐ環境整備が求められます。先ほどの自転車通行に関する質問と同様、交通ルールを順守できる道路環境の整備は、市

民の安全を守る上で極めて重要です。

当局のご所見をお聞かせください。

2点目は、街路樹維持管理についてお尋ねします。

道路に隣接する土地や山林から道路側へ張り出す樹木については、所有者や管理者が剪定・伐採など必要な処置を行うこととされています。

一方、幹線道路沿いや河川のり面から張り出す樹木は、県や市が管理する箇所も多くあります。これらの樹木について、道路の建築限界を確保するために県や市が剪定・伐採を行っていると理解していますが、実際には、枝が伸び標識が見えにくい箇所、枝葉が街路灯の光を遮り夜間の視認性が低下している箇所、街路樹が枯死し倒木の危険性がある箇所、落葉が歩道等に堆積し地域や隣接事業所が毎朝清掃している事例、剪定ではなく、幹に近い太枝を大きく切り落とす強剪定が行われている事例など、統一的管理基準が徹底されていないのではないかと感じる状況が散見されます。

例えば、他の幹線道路の剪定・伐採が進んでいる一方で、駅南大路では樹木が著しく成長し、標識が見えにくい箇所や、街路灯の光を遮り夜間の視認性が低下している箇所が見受けられ、早急な対応が必要と感じます。

私たち市民クラブは、同様の課題に対し街路樹維持管理基本方針を策定しているさいたま市を視察しました。この方針は、街路樹の機能を十分に発揮しながら望ましい形で維持していくための考え方を整理したもので、維持管理の基準と具体的な方法について説明を受け、本市としても街路樹維持管理の必要性を強く感じました。

そこで伺います。

1つ目に、街路樹のパトロールはどのような方法で行っていますか。

2つ目に、本市として街路樹維持管理基準を策定していますか。

3つ目に、幹に近い太枝を大きく切り落とす強剪定の判断基準はどうなっていますか。

それぞれについて、当局のご所見をお聞かせください。

3点目は、阿保地区の交通量変化への対応についてお尋ねします。

阿保地区では、土地区画整理事業が進む中で新しい道路の供用が徐々に始まり、地域内の交通の流れが変化しつつあります。

さらに、道路整備が完了すれば、現在とは異なる交通動

線が形成されることは容易に想像できます。道路の構成上、本来は主たる道路と従たる道路は明確であるべきですが、阿保地区は十分な道路幅が確保されているため現状のままでは優先関係が分かりにくく、交通量の増加に伴い交差点での事故リスクが高まる可能性があります。

そこで伺います。

1つ目に、整備に伴う交通量や交通動線の変化を、本市としてどのように把握・分析していますか。

2つ目に、信号機の設置や一時停止規制など新たな交通規制の必要性について、どのように検討していますか。

3つ目に、新たな交通規制の予定がない場合でも、事故リスクを低減するための対策をどのように講じますか。

それぞれについて、当局のご所見をお聞かせください。

3項目めは、姫路の魅力発信について質問します。

1点目は、ブランドメッセージ決定から1年が経過した現時点での評価についてお尋ねします。

本市は、市の魅力を広く発信するために、ブランドメッセージ「住むほどに”好き”が深まる“姫”のまち」を令和7年2月に決定し公表しました。市民をはじめ多くの方への周知を図るため、広報紙や公式SNS、ポスターなどで統一的に活用していることは承知しています。

しかし、この1年間の取組を見ると積極的な発信が十分とは言えず、市民への浸透も不十分だと感じています。幹部職員を含め、市全体として統一的な発信が徹底されていない印象も受けます。

そこで伺います。

1つ目に、市として、市職員として、このブランドメッセージをこれまでにどのように展開してきましたか。

2つ目に、市民参加で決定したブランドメッセージを、現時点でどのように評価していますか。

3つ目に、姫路の魅力を発信するメッセージとして、十分に機能していると考えていますか。

4つ目に、さらに今後どのような展開や活用を図っていきますか。

それぞれについて、当局のご所見をお聞かせください。

2点目は、姫路のよさをより多くの市民に届けるための発信手法についてお尋ねします。

1点目では、ブランドメッセージが姫路の魅力発信に十分機能しているのか、その評価と今後の展開を伺いました。

もともと、日頃から広報紙やホームページを通じて事業の取組や思いを丁寧に発信していることは理解しており

ます。令和8年度の主要事業や予算概要については、広報ひめじで多くの紙面を割いて説明されていました。

また、様々な事業の進捗や新たなイベント情報も分かりやすく掲載されています。市のホームページで検索すれば、各施策の詳しい説明にすぐアクセスできます。

しかし、これらの手法は、広報紙を日常的に読む方や積極的に情報を検索する方には有効である一方で、情報に触れる機会の少ない市民には届きにくいという課題があります。

そこで、より多くの市民に市の取組を知っていただくための手法として、次の3点について検討の余地があるかを伺います。

1つ目は、ラッピングトレーラーによる市内外への発信についてです。

他市町の取組を象徴する写真やキャッチコピーをコンテナ部分に大きくラッピングしたトレーラーを見かけることがあります。一目でどこの自治体かが分かり、巨大な広告として非常に効果的です。

本市としても、ブランドメッセージや主要施策を市内外に広く伝える手段として活用できるのではないかと考えます。先日お披露目されたトイレトレーラーのラッピングは、その可能性を示す象徴的な事例と感じています。

2つ目は、ラッピングバスによる市の取組の発信についてです。

市内を走るバスには多くの民間広告がラッピングされており、地域企業のPR支援やバス事業者の収益確保に寄与しています。

本市としても、公共交通維持の補助を行う立場から、市の取組やブランドメッセージをラッピングすることでバス事業者支援と市のPRを両立できるのではないかと考えます。特に、長期的に周知したい取組には適した手法と考えます。

3つ目は、公用車へのマグネットプレート活用についてです。

本市は多くの公用車を保有しており、一部の車両では部門ごとの取組をマグネットプレートで掲示して走行していることは承知しています。

マグネットプレートは差し替えが容易で、公用車は市民の目に触れる機会も多いため、積極的に活用することで、市の取組を身近に感じていただけるのではないかと考えます。

広報紙やホームページでの情報提供も重要ですが、視覚的で直感的に認知される手法を組み合わせることで、より多くの市民に市の取組を伝えられると考えます。

少し前、とあるラジオ番組で市職員の方が「広報はどこで誰が見ているか分からない」と話されていました。この言葉は、私が申し上げたい趣旨を端的に表していると感じています。

こうした考えを踏まえ、ラッピングトレーラー、ラッピングバス、公用車マグネットプレートといった視覚的な広報手段を積極的に活用することについて、当局のご所見をお聞かせください。

3点目は、地元の魅力を再発見し共有する手法についてお尋ねします。

青森県八戸市では、地元出身者が都市部から帰省する際に友人や同僚と一緒に八戸に連れて帰り、地元を案内しながら楽しんでもらう「はちのへ超帰省」という取組を進めています。

この事業は、単なる観光誘客ではなく地元の人がガイド役となることで、地元の人自身が友人の視点を通して地域の魅力を再発見できること、訪れた友人が八戸の魅力を深く理解し、関係人口の拡大につながることでいった効果が期待されています。

さらに、市内事業者の協力により市内で使える優待クーポンを提供し、参加者にはSNS等で体験を発信してもらう仕組みも取り入れています。地元の人を介して、地域の魅力を伝える、非常に効果的なアプローチだと考えます。

本市にも観光資源や歴史文化、食、自然など、多様な魅力がありますが、地元の人がそれらを自分の言葉で語る機会は必ずしも多くありません。

また、都市部に住む出身者が友人を連れて帰省する機会は地域の魅力を伝える貴重な場面になり得ます。こうした人を介した発信は、本市でも十分に応用可能な手法だと感じています。

そこで伺います。

本市は、このような地元の人を媒介して地域の魅力を共有する手法についてどのように考えていますか。

当局のご所見をお聞かせください。

4項目めは、市営住宅にお住まいの高齢者への対応について質問します。

市営住宅は一定以下の収入であれば入居でき、単身での入居も可能な場合があるなど、住宅セーフティーネットの

中核として、住宅確保要配慮者が利用しやすい制度となっています。さらに、令和2年4月以降は入居時の連帯保証人が不要となり、制度としての利用のしやすさは一層高まりました。

こうした入居資格に該当し、市営住宅に申し込まれる方の中には単身の高齢者も多くおられます。地域で活動し、周囲とコミュニケーションを取りながら生活できる方は問題が少ない一方、コミュニケーションが苦手、または困難な方もおられ、見守りが行き届きにくいケースが生じていると伺っています。

一方、本市では令和8年3月に策定した姫路市住宅計画で、市営住宅の整備・管理に民間活用を進める方針を掲げています。

そこで伺います。

1つ目に、単身高齢者の入居戸数はこれまでどのように推移していますか。

2つ目に、現在の市営住宅の運営において、高齢者の見守りにはどのような課題があると認識していますか。

3つ目に、市営住宅の整備・管理における民間活用では、どのような業務を民間に委託することを検討していますか。

4つ目に、民間活用において高齢者の見守りを委託業務に含めることについて、どのように考えていますか。

それぞれについて、当局のご所見をお聞かせください。

5項目めは、投票率向上への取組について質問します。

かねてより、投票率向上、特に若年層の投票率向上は全国的にも大きな課題となっています。近年では、選挙への関心を高める工夫として、特色あるデザインの投票済証を発行する自治体が増えています。

課題解決に向け取り組む17市町を調査したところ、自治体ゆかりの歴史的人物や武将、スポーツ選手などをモチーフにしたもの、自治体のイメージキャラクターを使用したもの、学校とのコラボレーションで作成したものなど、地域性や親しみやすさを生かした多様なデザインが採用されていました。調査結果の中には、私自身も思わず心を動かされるデザインがありました。

さらに、複数種類の投票済証を用意することで、選挙ごとに「集めたい」、「見てみたい」という関心が生まれ、投票行動のきっかけづくりにもつながっていると感じます。

こうした取組は、単なる証明書にとどまらず、地域の魅力やメッセージを発信するツールとしても有効であり、若

者が自分のまちに関わる楽しさを感じる契機にもなり得ます。

一方で、本市は投票済証ではなく、来所証明書として運用しておりますが、紙面下にブランドメッセージを配置したデザインとなっており、選挙への興味・関心を高めるといった目的に照らすと、さらなる工夫の余地があると考えます。

例えば、姫路城や市内の名所、姫路城に関わる歴史上の人物、あるいは学校や若者との協働によるデザインなど、市民が自分のまちの証しとして誇りを持てる要素を取り入れることも一案ではないですか。

投票済証や来所証明書が単なる証ではなく市民がまちとつながる象徴となる仕掛けを考えることが、投票率向上に向けた新たな一歩になると考えます。

ついては、特色あるデザインを活用した投票率向上策について、当局としてどのようにお考えか、ご所見をお聞かせください。

6項目めは、情報に強くなる教育について質問します。

学習指導要領では、情報モラルを含む情報活用能力は学習の基盤となる資質・能力とされています。生成AIが社会に広がる中、発達段階から地域の実情に応じた情報モラル教育の充実がこれまで以上に求められています。

一方で、生成AIの急速な普及に対し、利用者の情報モラルの習得が追いついていない現状があります。利用者の低年齢化も進み、誤情報をきっかけとしたSNSトラブルや判断力の低下による誤った行動が生じており、自分自身だけでなく、他者を傷つける事態にもつながっています。

また、インターネットやSNSを介した消費者トラブルも増えており、情報を正しく見抜けないことが背景にあります。

こうした状況を踏まえると、学校教育だけでなく家庭での見守りや日常のルールづくり、声掛けといった取組の重要性が高まっています。

特に、スマートフォンやSNSの利用が低年齢化する中で、保護者自身が情報モラルを理解し、子どもに適切に伝える力を身につけることも欠かせません。家庭と学校が連携し、子どもたちが日常生活の中で適切な情報との向き合い方を学べる環境づくりが必要です。

国や自治体、民間事業者も対策を進めていますが、子どもたちが情報に振り回されず、主体的に判断できる力を育てるためには、学校教育の中でも体系的に育成していくこ

とが重要となります。

生成AIにより情報収集が容易になる一方で、その情報を正しく評価し、適切に活用する力が求められています。あわせて、誤情報や不当な誘惑に惑わされない消費者としての判断力も不可欠となります。

そこで伺います。

これらの課題を踏まえ、家庭への啓発や低年齢段階からのルールづくりや声かけも含め、児童生徒にどのように情報モラルや情報活用能力を身につけさせていくのか。家庭教育と学校教育の双方の観点から、本市の取組についてお聞かせください。

7項目めは、学校給食の充実について質問します。

これまで、私は個人質問の中で、継続的に学校給食の課題を取り上げてきました。教育情勢や社会情勢が変化中、改めて確認すべき点があると考え、今回も質問しております。ぜひ前向きな答弁をお願いいたします。

これまで繰り返し取り上げてきた給食室への空調設備早期設置については、第1回定例会で設置に向けた方針を示していただきました。調理業務に携わる皆さんの労働環境改善、そして食材の衛生管理の質の向上に向けて、前向きに取り組んでいただいていることに、改めて感謝申し上げます。

1点目は、栄養教諭の配置についてお尋ねします。

私はこれまでの個人質問の中で、適切な給食業務と食育指導に向けた栄養教諭の配置について繰り返し取り上げ、議論を深めてきました。その中で、教育長からは、「栄養教諭の増員は、県費による配置が基本であるため、国や県に定数拡充を要望していく」との内容の答弁をいただいております。

そこで、まず国や県への要望状況についてお示しく下さい。

また、令和6年第2回定例会では、「食育やアレルギー対応は、栄養教諭だけでなく学校全体で取り組んでおり、未配置校には、必要に応じて配置校から派遣したり、食育に関する資料や姫路市食物アレルギー対応マニュアルを全ての学校で共有したりすることで、格差が生じないように対応している」との内容の説明がありました。

しかし、栄養教諭は、子どもの成長に応じた献立作成や調理員や学校との調整に加え、食材の紹介や調理の様子を伝えるなど、日々子どもと直接関わりながら食育を進める専門職であります。地域性や子どもの個性に寄り添い、食

の大切さを実感として伝える役割は、日常的な関わりの中でこそ発揮されます。

そのため、必要に応じた派遣だけでは、日頃の積み重ねで生まれる信頼関係や食育への熱量まで十分に届けることは難しいのではないかと感じています。食育も他の授業と同様に、専門性を持つ教職員が継続的に関わることで子どもたちの心に響く指導が可能になります。

そこで、改めて伺います。

これまでの答弁のとおり、栄養教諭の専門的な知識や指導が未配置校にも十分に届き、格差の生じない対応ができているとお考えですか。当局のご所見をお聞かせください。

2点目は、食材確保への取組についてお尋ねします。

1つ目は、物価高騰の影響についてお聞きします。

現在、様々な要因が重なり物価が高騰しています。本市では、小学校においては給食費負担軽減交付金および物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、給食費の完全無償化を実施し、中学校においては物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することで、給食費の高騰分の一部を公費で負担し、家庭の負担軽減を図っていただいています。

こうした支援により保護者の負担が抑えられることは大変ありがたい一方、限られた交付金の中で今後どこまで対応できるのかという不安もあります。

子どもたちは、栄養価が確保され、量にも満足できる給食を毎日楽しみにしています。その給食を安定して提供し続けるためにも、物価高騰が続く中で必要となる給食食材費をどう確保していくかが極めて重要な課題です。

そこで伺います。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金をはじめ、市が確保できる財源を活用し、今後も高騰が見込まれる給食食材費に対してどのような対策を講じることができそうですか。栄養価の高い、量のある給食を安定して提供するための財源確保について、当局のご所見をお聞かせください。

2つ目は、地産地消の取組についてお聞きします。

令和7年第2回定例会での私の質問に対し、教育長からは、「農林水産環境局と連携し、地元食材の安定的な生産と、学校給食における地元食材の使用率向上に努める」との内容の答弁をいただきました。地産地消の推進は、子どもたちの食育の充実だけでなく、地域の農業・漁業の振興にも重要です。

そこで伺います。

まず、その後の進捗状況についてです。地場産品の使用率は、前回の答弁以降向上しているのかお示してください。もし使用率の向上が見込まれないのであれば、前回ご答弁いただいた取組との整合性が取れていないように思います。その理由をどのように分析されているのか、伺います。

次に、食材の調達体制についてです。

学校給食への地場産品の提供は、生産量の安定確保にもつながり、生産者にとってもメリットがあると考えます。市全域で量の確保が難しい場合でも、ブロックやセンター単位で必要量を確保し、地場産品を活用することは可能なのか、伺います。

以上、それぞれについて、当局のご所見をお聞かせください。

3点目は、給食調理業務の民間委託についてお尋ねします。

本市の小学校では、給食調理業務の民間委託が進められており、現在、59校中16校が民間委託されています。

一方で、教育委員会は民間委託に際し、確保すべき調理人員数を具体的な人数では示さず、調理等業務を行うための必要数として示しているとのこと伺っています。

そのため、委託事業者が必要な人員を十分に確保できず、少ない人員で調理業務を行い、給食を提供している日があるとも仄聞します。

労働力の確保が難しくなっていることが背景にあると考えられますが、こうした状況が続けば給食事故の発生や、提供が間に合わないリスクも否定できません。

県内の他市では、民間委託を進める際の仕様書に、確保すべき調理人員数を明記しているとも伺っています。1つの事業者が複数自治体の委託業務を受注している場合、調理人員数を明記している自治体を優先して、明記していない自治体では少ない人員で調理業務を行う可能性もあります。

そこで伺います。

このような状況下において、今後も民間委託を進めていくお考えですか。進めるとすれば、あと何校程度を想定していますか。また、確保すべき調理人員数を仕様書に明記するなど、人員確保に向けた対策を講じる考えはありますか。

当局のご所見をお聞かせください。

8項目めは、資源ごみの持ち去り禁止条例について質問します。

資源ごみは、地域ごとに定められた回収日の下、地域の協力により適切に分別・回収されています。

しかし、一方で、無主物となった資源ごみの持ち去り事案が多発しているとの声が、私のもとに寄せられています。

近年、銅やアルミなど資源価格の高騰もあり、持ち去り行為が増加しやすい状況でもあります。本市では現在、無主物となった資源ごみの持ち去りに対して、市職員によるパトロールへの負担の大きさ、地域住民が持ち去り行為者と直接対峙する際の危険性といった理由により、規制する条例を制定していないとの説明を受けています。

しかし、地域住民の危険性防止の観点から、条例を制定している自治体では、住民が持ち去り行為を見かけても直接対峙せず、日時・場所・車両ナンバーなどを所管課へ通報するよう周知しています。

また、条例を制定することで、市や委託業者以外による持ち去り禁止を明示する掲示が可能となり、地域としても有効な抑止策を講じることができそうです。

そこで、本市の現状を踏まえ、中核市及び県内他市の状況を調査しました。その結果、中核市62市のうち43市が持ち去り禁止条例を制定していることが分かりました。

さらに、県内でも中核市以外で9市が制定していることを確認しています。

このように、多くの自治体が資源物の持ち去りに対して明確な対策を講じている状況を踏まえると、本市で同様の取組が可能ではないかと考えます。

そこで伺います。

他市と比べて、本市が条例制定に踏み切れない特段の事情があるのか、当局のご所見をお聞かせください。

以上で、私の第1問を終わります。

○西本真造議長

清元市長。

○清元秀泰市長（登壇）

常盤議員のご質問中、姫路の魅力発信についてのうち、1点目と2点目についてお答えいたします。

まず、ブランドメッセージをこれまでどのように展開してきたかについてであります。本ブランドメッセージは、シビックプライドの醸成や都市イメージの向上に向け、市民の皆様とともに姫路の未来を考えるひめじ大会議を開催し、AIも活用しながら取りまとめた複数案について、2万2,000人を超える方々に投票いただき決定したものであります。

令和7年2月のブランドメッセージ決定以降、刊行物への掲載や幹部職員を含めた職員名刺のデザイン、市政番組をはじめ、様々な媒体を活用するとともに、イベントでのグッズ配布等も組み合わせながら周知を行っているところであり、これらの取組は認知度向上に一定の成果が上がったものと認識しております。

次に、ブランドメッセージの現時点での評価についてですが、多くの市民の皆様へ策定プロセスそのものにご参加いただくことで、本市の魅力を共有し、シビックプライドを高める貴重な機会となったものと評価しております。

また、これらの取組が、公民連携推進機構が主催の地方創生アワードをはじめ、シティプロモーションに関連する3つの賞を受賞するなど、外部からも高く評価されているものと認識しております。

今後も市民の皆様とこのメッセージを共有しながら、継続的に活用してまいります。

次に、姫路の魅力を発信するメッセージとして十分に機能していると考えているか及び今後の展開や活用についてですが、令和7年度に本市在住者を対象に実施したアンケート調査では、ブランドメッセージを知っている人の割合は35.2%にとどまっており、十分に浸透しているとは言えない状況であると認識しております。

この結果を真摯に受け止め、ブランドメッセージの浸透に向けて取組を加速させるために、今後はブランドメッセージを日常で出会う言葉として定着させることを目指し、身近にある効果的な広報媒体を検討し、音声や映像なども活用したPRを推進してまいります。

あわせて、浸透が進んだブランドメッセージをふるさとプロモーション事業の旗印として、本市の取組や本市で暮らす魅力を発信することで、市民の皆様へのシビックプライドの醸成と定住意識の向上を図り、市外への情報拡散につなげてまいります。

次に、ラッピングトレーラーやラッピングバスによる市内外への発信についてですが、ラッピングトレーラーやラッピングバスは視覚的なインパクトが大きく、本市の魅力発信の手法の1つになり得るものと認識しております。

運送事業者やバス事業者との連携によるプロモーション事業の可能性につきましては、本市の実情や地域特性を踏まえながら、効果や課題等を多角的に研究してまいりま

す。

最後に、公用車へのマグネットプレート活用についてですが、公用車を活用した広報は、現在、ブランドメッセージをPRするため、公用車約100台にマグネットプレートを設置しているところであります。

この取組は、市民の皆様が目につく機会が多く、また、市の所有資産の有効活用にも資することから、今後は、ブランドメッセージにとどまらず、本市の魅力を広く発信する場合においても積極的に活用してまいります。

今後も引き続きこうした取組を積み重ねながら、活力ある姫路の創造に向け、全力で市政を推進してまいります。

以上でございます。

○西本真造議長

井上副市長。

○井上泰利副市長（登壇）

私からは、1項目目についてお答えいたします。

まず、1点目についてでございますが、本市が進める事業への影響につきましては、手柄山平和公園などの大規模事業をはじめ、現時点において計画全体に大きな影響を及ぼす遅延は生じておりません。

また、市民生活等に欠かせない物資の状況につきましても、現時点で市民の皆様のご生活に直ちに大きな支障が生じる状況にはないと認識しております。

しかしながら、今後の資材価格等の動向によっては、事業費や資材調達面で影響が生じる可能性がございます。

このため、引き続き、これらの動向と本市への影響の把握に努め、市民の皆様のご生活や社会インフラを守ることを最優先とし、国や県とも連携しながら、機動的かつ的確に対応し、本市事業を着実に推進してまいります。

次に2点目についてでございますが、ホルムズ海峡の緊張状況が市内企業に与える状況について、兵庫県や姫路商工会議所等と連携しながら情報収集に努めているところです。

姫路商工会議所が5月に実施した調査によると、燃料費や石油由来製品をはじめとする原材料費の高騰、資材の不足による納期の遅れ等が幅広い業種で生じており、事業者からは今後事態が長期化した場合、在庫の枯渇や調達難により、生産・販売の縮小や雇用面への波及を懸念する声が上がっていることを把握しております。

本市としましても、不透明な中東情勢の長期化により多くの中小企業に影響を与えるだけでなく、本市の地域経済

や市民の皆様の生活への影響が大きくなることを懸念しております。

次に、3点目についてでございますが、仮に今回のホルムズ海峡の航行リスクによって市税収入に大きな影響が生じる場合であっても、それは令和9年度以降となりますが、令和9年度以降の市税収入への影響は様々に想定されます。

例えば、市内企業の業績が悪化した場合の法人市民税の減収、設備投資の延期や縮小が生じた場合の償却資産に対する固定資産税の減収、さらには、景気の減速が雇用や賃金に波及した場合には個人市民税の減収も生じ得ます。

そのほかにも様々な要因による市税への影響が考えられますが、いずれも個々の企業等の経済活動の結果の積み重ねによるものであるため、現時点で具体的な影響額を見込むことは困難でございます。

そのため、令和9年度予算編成においては、社会経済情勢が市税収入に与える影響を精査するとともに、地方交付税をはじめとした地方財政措置を踏まえ、歳入の安定確保に取り組んでまいります。

最後に、4点目についてでございますが、兵庫県中小企業融資制度における経営円滑化貸付の対象が、本年4月に原油価格高騰の影響を受ける中小企業者へも拡充されており、その後、要件も拡充されました。

本市でも当該企業への資金繰り支援として信用保証料の一部助成を実施し、当該制度拡充による利用事業者は5月末時点で3件となっております。

また、トラック運送事業者に対する事業継続支援であるトラック運送事業者燃料価格高騰対策事業も昨年に引き続き実施しており、補助申請見込み200者のところ、5月末時点で121者の申請がございます。

いずれの制度も業界団体等を通じて周知を図り、対象となる中小企業等事業者にご活用いただいているところで

す。今後とも、国際情勢及び経済動向の推移を注視しつつ、関係機関と連携しながら市内企業の実態把握に努め、国及び県の動向や対策を踏まえながら、市内経済への影響をできる限り抑制するため必要な対策を着実に講じてまいります。

以上でございます。

○西本真造議長

橋本建設局長。

○橋本正生建設局長（登壇）

私からは、2項目めの1点目及び2点目についてお答えします。

まず、1点目のアについてでございますが、本年4月から自転車の交通反則通告制度が導入されたことを踏まえ、自転車利用における道路環境の整備が重要であると認識しております。現在、日常の道路パトロールに加え、通行障害となる草木の除草・剪定等、適切な維持補修を実施しております。

あわせて、姫路市自転車ネットワーク整備プログラムに基づいた道路空間の有効活用や、自転車が走行しやすい道路整備に努めるとともに、警察等の関係機関と連携し、通行位置の明確化、情報発信・啓発に取り組んでまいります。

次に、イについてでございますが、一方通行の規制標識に気づかず逆走する車両は一定数あり、このような事案が頻発する箇所においては地元の皆様から対策を求めのお声をいただくことがございます。その場合には職員が現地を調査し、警察の意見も伺った上で、現場の状況に応じた路面標示や標識の設置など安全対策を講じております。

今後も地元の皆様や警察と連携し、交通ルールが分かりやすい、安全な道路環境の整備に努めてまいります。

次に、2点目についてでございますが、まず街路樹のパトロールについてでございますが、道路パトロール時及び維持管理作業時に確認しているほか、地域住民や道路利用者からの情報提供などを基に街路樹の状況を確認しております。

また、今年3月に、国から街路樹点検の実施促進に向けたガイドラインが示され、今年度から街路樹に特化したパトロールも実施しております。

次に、街路樹維持管理基準についてでございますが、街路樹の効率的・効果的な管理が求められることから、姫路市街路樹管理指針を策定しております。その中で、高木の剪定は原則3～5年に1回程度実施することとしておりますが、安全性や維持管理経費などを総合的に判断し実施しているのが実情でございます。

また、伐採については、枯死が進み回復が見込めない場合や、幹の腐朽や空洞化などにより倒木のおそれが高い場合、また、剪定では安全性の確保が困難な場合に実施しております。

最後に、強剪定を実施する判断基準についてでございますが、交通規制標識の視認性の低下、歩行者や車両の通行

障害、大量の落ち葉が発生した場合などにおいて、強剪定により剪定回数が削減でき維持管理経費の削減が図れる場合に実施しております。

以上でございます。

○西本真造議長

種谷都市局長。

○種谷 康都市局長（登壇）

私からは、2項目めの3点目及び4項目めについてお答えいたします。

まず、2項目めの3点目でございますが、阿保地区の整備に伴う交通量や交通動線の変化を本市としてどのように把握・分析しているかにつきましては、大日線をはじめとする都市計画道路の開通や、事業の進捗に伴って商業施設や住宅の建設が進んでおり、交通量の増加や交通動線が変化していることを把握しております。

現時点では計画している全ての道路が開通しておらず暫定的な供用であるため、現場状況の確認による把握に留まっておりますが、交通量や交通動線の変化に注視しつつ、整備がおおむね完了した時点で交通量調査などを実施し、交通状況を分析したいと考えております。

次に、信号機の設置や一時停止規制など新たな交通規制の必要性につきましては、交通量や交通動線の変化を把握するとともに、危険性の高い交差点は、施行者として警察と情報交換を密にしつつ、新たな信号機の設置や交通規制の要望を引き続き行ってまいります。

次に、新たな交通規制の予定がない場合における事故リスクを低減するための対策につきましては、交通規制のない交差点では、現地確認と地元のご意見を踏まえながら、交通事故を防止するために、通行車両に分かりやすい注意喚起の看板や反射板を設置するなど、施行者として安全対策を講じております。

今後も、交通量や交通動線の変化に注視しながら利用者が安心して通行できるよう整備を進めてまいります。

続いて、4項目めのうち1つ目の単身高齢者の入居戸数の推移につきましては、60歳以上の単身高齢者についてはここ数年は約1,300戸、全体に占める割合は約3分の1で推移しております。

次に、2つ目の高齢者の見守りの課題につきましては、高齢者は社会的なつながりが希薄になりがちのため状況把握は重要であり、定期的な巡回が見守りには効果的であると考えております。

本市の市営住宅においては、自治会や管理組合の役員から緊急連絡があった場合、入居者の緊急連絡先への連絡や住宅訪問を行い、安否等の状況把握に努めているところでございます。

しかしながら、自治会等の自主的な取組に委ねているため、万一のときに対応が遅れるおそれがあると認識しております。

次に、3つめの民間委託する予定の業務につきましては、本年7月から収納業務を先行して民間委託する予定でございます。具体的には、住宅使用料等の納付催告・訪問徴収、無断退去及び不正入居調査でございます。

今後も業務を精査し、住民サービスの向上が見込まれる業務をはじめ、市営住宅の整備・管理における民間委託の導入に向けて検討してまいります。

最後に、4つめの高齢者の見守りを委託業務に含めることにつきましては、高齢者の見守りは高齢者が安心感を得られるほか、緊急時に迅速な対応が可能となるため、住民サービス向上の観点からも有益であると考えております。住宅セーフティネットの中核として、高齢者の安全・安心の拡充に向け、高齢者の見守り業務についても民間委託に向けて検討してまいります。

以上でございます。

○西本真造議長

山本政策局長。

○山本 聡政策局長（登壇）

私からは、3項目めの3点目についてお答えいたします。八戸市の事業手法は、地域の魅力を広く共有し発信していく上で参考となる取組の1つであると考えております。

本市におきましても、市民の皆様自らが市外へ本市の魅力を発信することを目指すふさとプロモーション事業を進めており、また本市にゆかりのある方に姫路ふるさと大使としてご協力をいただいております。

その一方で、八戸市と本市では、人口規模や地理的条件、地域の実情など、様々な面で地域特性が異なっており、同様の手法の導入にはこうした事情も考慮する必要があると考えております。

今後も、他都市の取組も参考にしながら、本市の魅力を共有・発信するより効果的な手法について検討してまいります。

以上でございます。

○西本真造議長

木村選挙管理委員会委員長。

○木村達夫選挙管理委員会委員長（登壇）

私からは、5項目めについてお答えいたします。

本委員会で発行する来所証明書のデザインには、現在、本市の魅力発信を目的としてブランドロゴ・メッセージを入れております。

本証明書のデザインにつきましては工夫の余地があると考えており、選挙人の投票の自由意思に影響を及ぼすことのないよう留意しつつ、他都市の事例等も調査しながら見直しを前向きに検討していきたいと考えております。

なお、特色ある来所証明書の配布が投票率に与える影響を検証することは困難であります。魅力発信を通じて本市への愛着の醸成を図ることにより、結果として選挙への関心を高め、投票率の向上につながることは望ましいものではないかと考えております。

以上であります。

○西本真造議長

加藤総合教育監。

○加藤 聡総合教育監（登壇）

私からは、6項目め、情報に強くなる教育についての教育委員会所管部分以外についてお答えいたします。

本市では、スマートフォン等の利用に関する課題を踏まえ、子どもと保護者が一緒に家庭でのルールをつくるための参考となる指針を今年度中に策定する予定でございます。

指針の策定に当たりましては、専門家の協力も得ながら、市立小中高等学校の児童生徒及び保護者へのアンケート調査並びに分析を行うほか、8月に実施いたしますことども・若者会議での意見聴取も踏まえて、子どもの発達段階に応じた適正利用の在り方を盛り込む予定です。

この指針の活用につきましては、教育委員会とも連携し取り組んでまいります。

以上でございます。

○西本真造議長

久保田教育長。

○久保田智子教育長（登壇）

私からは、6項目めのうち教育委員会事務局所管部分及び7項目めについてお答えします。

まず、6項目めについてでございますが、学校では教育活動全体を通じて情報活用能力を育成しております。特に情報モラルにつきましては、メタバースを活用したり、

動画教材を整備したりしております。

家庭教育の支援につきましては、親子での動画教材視聴や学校だより等でのスマホやSNSについて考える期間の呼びかけ、PTAによる保護者向けの講座、オープンスクールでのネットトラブル対策教室を行っております。

今後も学校と家庭の両輪で、他市長部局と連携した情報教育を進めてまいります。

次に、7項目めの1点目についてでございますが、栄養教諭の定数配置の拡充につきましては、国に対しては中核市教育長会として、県に対しても兵庫県都市教育長協議会において、配置基準の改善等を繰り返し要望しており、今後も引き続き要望してまいりたいと考えております。

また、食育やアレルギー対応は学校全体で取り組むこととしており、学級担任、養護教諭、栄養教諭、給食・食育担当教諭等、複数の教員が対応に当たっております。栄養教諭未配置校には必要に応じて配置校から派遣するほか、食育担当者会で情報共有する場を確保するなど格差が生じないように努めております。

次に、2点目のアについてでございますが、食材費の物価高騰に対応するため、令和5年度以降、毎年、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、給食費の保護者負担の軽減を図ってまいりました。

今年度からは、国の給食費負担軽減交付金が創設されたことにより、小学校全児童の給食費を完全無償化いたしました。なお、国の基準額では実際の食材料費に対し不足が生じていることから、実態に応じた財政措置を講ずるよう国に対し要望を行っております。

今後、物価高騰に際しても給食の質や量を低下させないことを基本とし、国の動向や物価の推移を注視しつつ、交付金の拡充を国へ要望するなど、持続可能な学校給食運営に必要な財源確保に努めてまいります。

次に、イについてでございますが、令和7年度の地場産品使用状況は米やタケノコ、レンコン、葉物野菜など14品目で、令和6年度と同程度でございます。これは、気候変動による野菜の生育不良や物価高騰の影響により調達できないことがあったことも要因の1つと考えております。

また、市内産の農産物について一定の流通量が見込めるものは、葉物野菜など一部にとどまっております。

学校給食の食材調達につきましては従来からブロック及びセンター単位で行っており、小松菜など一定の食材に

については回数を限定し調達できております。

今後も安定的な食材確保に留意しながら、食育推進の観点から学校給食における地産地消の取組に努めてまいります。

次に、3点目についてでございますが、調理業務の民間委託につきましては、学校給食を将来にわたり継続的に運営していくため、効果的・効率的な運営により経費の抑制を図るという面で一定の成果を得ております。

当面は民間委託を進めてまいります。学校施設の更新や統廃合の動向、児童数の推移などを踏まえながら、学校給食の安定的かつ効率的な運営の観点から、民間委託を含めた提供体制について総合的に検討してまいります。

人員確保につきましては、業務委託の仕様書において業務内容や衛生管理について詳細に規定した上で、業務の適正な履行を確保できる従業者の配置を求めており、引き続き継続的なモニタリング等を実施することで履行状況の確認やリスク回避に努めてまいります。

以上でございます。

○西本真造議長

八杉農林水産環境局長。

○八杉成信農林水産環境局長（登壇）

私からは、8項目目についてお答えいたします。

本市は、ごみステーションに排出された資源ごみを民法上の無主物として取り扱っております。

ごみステーションは自治会管理であり、排出された資源ごみは管理者である自治会の占有物と考えられるため、市が持ち去りを禁止する根拠が課題となります。

また、条例の運用におきましても、本市の特性といたしまして広い市域と多くのごみステーションがございますので、費用対効果と実効性の面で課題があると考えております。

現在、希望する自治会等に持ち去りを禁ずる表示や防止ネットを配布するほか、当日朝の資源ごみ排出を推奨するなど持ち去り防止の対策に取り組んでおりますが、今後、条例化も含めた対策の検討、研究を継続してまいります。

以上でございます。

○西本真造議長

5番 常盤真功議員。

○常盤真功議員

それぞれご丁寧なお答弁ありがとうございます。

少し時間がありますので、2問させていただきます。

ホルムズ海峡の航行リスクに伴うところで、井上副市長から、しっかりと現状分析しながらというようなお話をいただいていたんですけど、私からもぜひ引き続き、まだまだ今後さらに幅広い分野に影響が及ぶことがあるかと思えますので、対応が遅れないようによくお願いいたします。

その中で、1点ちょっとお聞きしたいんですけども、今日の午前中の質問の中でもありましたように、指定ごみ袋に限らずなんですけれども、製造コスト自身、例えば広報ひめじのカラー印刷も含めて、ナフサが不足することによってその製造コストが上がっていく可能性もあるのではないかというふうに思っております。

そういった対応っていうか、そういった状況について何か情報がありましたら、まず1点ちょっとお聞かせいただければと思います。

2点目については街路樹の維持管理についてというところで、1問目でも少し質問の中に入れてさせていただいたんですけども、駅南大路の樹木について、すごく成長が著しくて、1問目にも記載したように、標識が見えないとか、街路灯が歩道まで照らさないというような危険性があるために早急な対応が求められる箇所の1つではないかと私自身は感じております。

現場管理の面、そして予算措置の面も含めて、駅南大路1つ事例を出させていただいておりますけれども、どういった対応ができるのかということについて改めてご答弁いただければと思います。

市営住宅についてのところについてですけれども、高齢者の対応について前向きな答弁をいただいたというふうに受け止めました。住宅セーフティーネットの機能をさらに強化していただくためにも引き続き、しっかりと見守り体制を確立し、進めていきたいと考えております。

要望ではありますけれども、改めて重要なことだと私は思っておりますので、ご答弁いただければと思います。

最後、栄養教諭の配置のところについて少し2問させていただきますけれども、第1問でもお伝えさせていただきましたけれども、私自身は、常に学校にいる栄養教諭さんとその必要時のみ派遣される栄養教諭では、子どもたちとの関係性とか指導の深まりって差が生じているのではないかなというのは、やはり私自身は思っております。

何をもちって格差を生じない、取り組んでいるのかというふうに考えたときに、先ほど運用面についていろいろご説

明いただきましたけども、本当に配置校と未配置校で、食育の質が実際に同等であるかみたいなどころについて何か検証していただくようなことがあればぜひお示ししていただければと思います。よろしくをお願いします。

以上4点について2問させていただきました。よろしくをお願いします。

○西本真造議長

井上副市長。

○井上泰利副市長

先ほどの答弁で申し上げましたように、市の事業につきまして、また市内の状況につきましても、今すぐにとりいう状況にはないと考えておりますが、先ほど議員ご指摘のように、各部局からヒアリングいたしましたところ、やはり、その委託業者の方がですね、様々な消耗品ですとか、あとは維持管理、またその工事入っております中でやはりナフサ関係の価格が上がってきてる。また、そして、これからさらに上がるのではないかとというような不安なお声はいただいております。

そういったことにつきましては、実情に応じて個々にご相談をさせていただき、必要な変更契約であるとかそういった対応はする可能性が出てくるなというふうには想定はしております。

以上です。

○西本真造議長

橋本建設局長。

○橋本正生建設局長

お答えします。

駅南大路につきましては、樹木の成長によりまして交通規制標識の視認性が低下しておりますので、早急な対応が必要な箇所であると認識しておりまして、今年度、着手のほうしていくとともにですね、引き続き予算の確保にも努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたし…。

以上でございます。

○西本真造議長

種谷都市局長。

○種谷 康都市局長

お答えします。

単身高齢者の住宅セーフティーネットとして大事なことでございますけども、見守りの支援方法としましては、センサーなどのハード面、それから対面訪問などのソフト

面があると思いますが、どのようなことができるか、今後検討してまいりまして、民間委託も含めて考えてまいります。

以上でございます。

○西本真造議長

久保田教育長。

○久保田智子教育長

お答えいたします。

栄養教諭が配置されている学校、されていない学校にかかわらずですね、食育に関しましては各校において作成された食育推進計画に沿って取り組んでいるところでございます。

教育委員会といたしましては、食育担当者会を通じてですとか、状況確認、情報共有を行っているのに加えまして、実施状況調査を行っており、各校の取組状況を把握しているということになっております。

その上で、必要に応じて栄養教諭からの助言を行うなどすることで、格差が生じないように努めております。

以上でございます。

○西本真造議長

以上で、常盤真功議員の質疑・質問を終了します。